

財務省告示第二百四十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年五月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件を次のとおり告示する。  
 平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第五十六 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で二百四十九億円
六	払込金額	二百四十九億二千七百三十九万 円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価 格日	平成十八年五月三十日
十	発行額	額面金額百円につき百円十一銭

十一

利率の経過  
の払込み

年一・五パーセントは、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{71}{365}}$$

十三

初期利子

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還金額

平成二十三年三月二十日額面金額百円につき百円

十六

元利支

日本銀行

十七

払込期日

平成十八年五月三十日

十八